

全国健康保険協会管掌健康保険
肝炎ウイルス検査実施要綱

目次

1. 目的
2. 検査の実施対象者
検査の対象となる要件
3. 検査の実施機関
実施機関について
4. 検査の方法
 - (1) 検査の種類
 - (2) 検査の実施時期
 - (3) 検査結果の基準
 - (4) 検査結果の通知
 - (5) 受診者の相談
5. 検査費用等
 - (1) 検査費用
 - (2) 請求時期
6. 個人情報の保護
7. その他

本文中では特に注釈がない限り、以下の略称を用いている。

- ・協会けんぽ…全国健康保険協会管掌健康保険
- ・協会…全国健康保険協会
- ・協会支部…全国健康保険協会支部
- ・協会支部長…全国健康保険協会支部長
- ・健診…生活習慣病予防健診
- ・生活習慣病予防健診実施要綱…全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診実施要綱
- ・健診実施機関…生活習慣病予防健診実施機関
- ・個人情報ガイドンス…医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス（平成29年4月）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」（平成29年5月）
- ・情報提供サービス…インターネットを利用し、健診予約情報の確認及び請求等を適正かつ効率的に行うことを目的に協会が提供するアプリケーション

全国健康保険協会管掌健康保険肝炎ウイルス検査実施要綱

1. 目的

この要綱は、肝炎ウイルスへの感染を発見することを目的とした、肝炎ウイルス検査を適切かつ効率的に実施することを目的とする。

2. 検査の実施対象者

生活習慣病予防健診実施要綱による一般健診の実施対象者であり、次の(1)(2)のいずれかに該当する者(過去にC型肝炎ウイルスに関する検査を受けたことがある者を除く。)のうち、肝炎ウイルス検査を希望する者。

- (1) 一般健診を受診する者のうち、当該年度において35歳以上の者。
- (2) 一般健診を受診した者のうち、検査結果においてGPTの値が36U/l以上であった者。

3. 検査の実施機関

肝炎ウイルス検査は、生活習慣病予防健診実施要綱に基づく健診実施機関に委託して実施する。

4. 検査の方法

肝炎ウイルス検査の実施機関は、次の方法により検査を実施する。

- (1) 肝炎ウイルス検査の内容は、HCV抗体検査、HBs抗原検査、HCV抗体の検出(省略可)とする。HCV抗体検査は、HCV抗体価をウイルスの有無を判定するため高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いることとし、中力価及び低力価と判定された者については、HCV核酸増幅検査を実施する。HCV抗体の検出は、陽性又は陰性の別を判定。陽性を示す場合は、HCV抗体検査を必ず行うこと。
- (2) 前記、「2. 検査の実施対象者」のうち、(1)に該当する者については、一般健診と同時に受診し、(2)に該当する者については、一般健診の検査結果を通知した後に実施する。
- (3) 肝炎ウイルス検査の結果は、生活習慣病予防健診実施要綱別紙2により判定する。
- (4) 肝炎ウイルス検査終了者に対し、生活習慣病予防健診実施要綱別紙3により検査結果を作成し、通知する。

また、協会支部に対し、肝炎ウイルス検査結果に基づく所定事項を収録した「健診結果データ」及び「健診検査費請求データ」(以下「健診結果データ等」という。)を情報提供サービスにより報告する。また、併せて別添様式「肝炎ウイルス検査申込書」の写と健診検査費請求書を郵送により提出し、検査費用を請求する。ただし、「健診結果データ等」を情報提供サービスにより報告ができない場合は、協会支部と協議することとする。

- (5) 肝炎ウイルス検査を受けた者の相談に対して、医師、保健師が対応するものとする。

5. 検査費用等

- (1) HCV抗体検査、HBs抗原検査、HCV抗体の検出(省略可)の費用の上限額は、2,041円(うち消費税151円)とし、受診者の負担は、肝炎ウイルス検査費用総額に0.3を乗じて得た額(五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。)最高612円(うち消費税45円)、協会けんぽの負担の上限額を1,429円(うち消費税106円)とする。

また、HCV核酸増幅検査の費用の上限額については、5,022円（うち消費税372円）とし、全額、協会けんぽの負担とする。

- (2) 健診実施機関からの検査費用の請求は、検査を実施した翌月の、協会が指定する期日までに協会支部に行うものとする。なお、当該年度中に実施した検査費用は必ず翌年度の4月15日までに請求すること。

6. 個人情報の保護

健診実施機関は、受託業務の遂行上知り得た個人情報については、関係法令及び個人情報ガイドンスにより取り扱うこと。

7. その他

健診実施機関は、日雇特例被保険者の肝炎ウイルス検査の実施内容等については、別に協会支部と協議することとする。